

埼玉県における初期郵便史料の特質

―切手を貼らない公用郵便書状とその出現背景―

若松良一

はじめに

明治五年七月一日の郵便全国開業からまもなく百五十年を迎える。埼玉県最古の郵便史料はどんなものか、それはどのような人がどこからどこへ送ったものか。内容は何か、そしてどんな切手がどんな消印で処理されているのかなどの関心から、埼玉県立文書館所蔵史料の中から、古い切手を貼った郵便史料を見つけようとしたが、意外に骨が折れた。

いちいち実物資料に当たらなければならなかったからである。そこで、そうした史料が含まれる可能性がある江戸時代からの熊谷の老舗材木問屋である黒田(小)家文書⁽¹⁾、戸長文書を多数含む行田市の湯本家文書⁽²⁾、同じく久喜市の大熊(正)家文書⁽³⁾、同じく川島町の鈴木(庸)家文書⁽⁴⁾にしぼって調査を行った。

その結果、古い切手を貼った史料は稀で、むしろ切手を貼らない史料が多数を占めていることに驚かされた。それは何故なのか。実例を紹介しながら、無切手郵便登場の経緯を探ってみたい。

一 使送便書状

【エンタイア一】

〔翻刻一 大熊(正) 三三七二〕

(封筒表書)

第十七区

ち第八区

戸長副

戸長

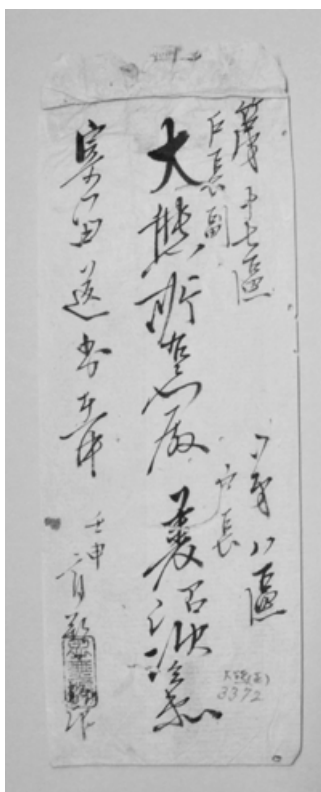
大熊所右衛門殿

菱沼次兵衛

寄留送書在中

壬申二月朔

村計私号印



P1 エンタイア I の表面

第八区の戸長から第十七区の副戸長大熊所右衛門に宛てた公用書状である。中身は「送籍之事」と題する寄留送籍書で、埼玉県第八区埼

玉郡上野田村の十六歳の娘の名が記されている。旦那寺の名を乗せているのは寺請制度の残存を示しており、興味深い。明治五年二月一日の差立である。

さて、この封筒に切手が貼られていないのは、郵便全国開業の明治五年七月に先立っているためである。使送の詳細は不明だが、飛脚を用いていないので、公務であった可能性が高い。この使送は郵便開業後もしばらくの間存続したことが次のエンタイアからわかる。

【エンタイア二】

〔翻刻二 大熊（正）四二〇九〕

（封筒表書）

新堀町

桶川宿

大熊所右衛門殿

内田源三郎

急（朱書）御用向

午八月四日

已上斗（朱書）

私号印 村計

（封筒裏書）

迅速可相届候

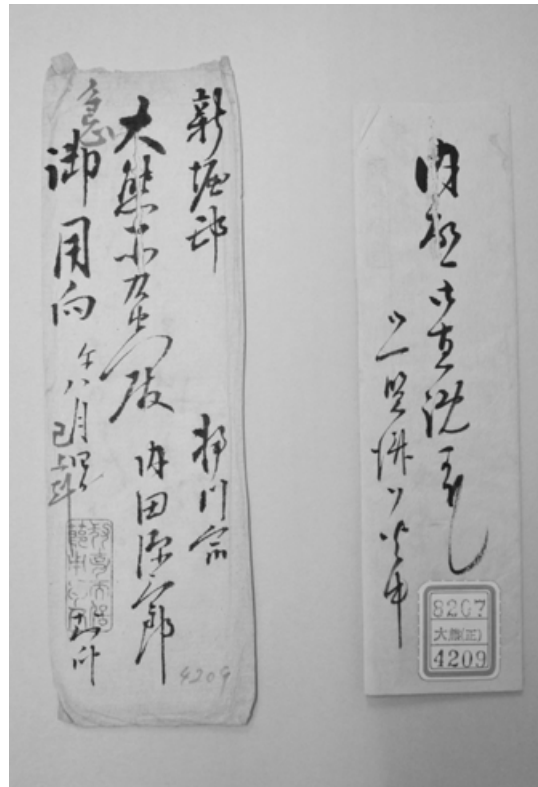
御伝子斗

諸々中

埼玉県桶川宿の内田源三郎から同県新堀村（現久喜市菖蒲）の大熊所右衛門にあてた書状である。中身は処分されたらしく、小さな紙きれに「内啓御直読可被下候 御一覽済火中」（二行書）と記されたも

のだけが残っていた。封筒裏書から急を要する密書ということになる。午八月四日は明治七年以外に考えられず、郵便全国開業後であるにもかかわらず、この書状は使送便によって届けられたものと推測される。御伝子と表記されているのが使送者の呼び名であったのであろう。

なお、受信者の大熊所右衛門は埼玉郡新堀村の名主家に生まれ、明治五年七月に十八区新堀村副戸長に任命されている。御用向と封筒に朱記されているので、公用である。差出人の内田源三郎は桶川宿の名主（四年時点）であった。



P2 エンタイア 2 の表面（左）と添状（右）

二 切手を貼った郵便書状 【エンタイア三】

本紙の端を折って糊付けした封書状。手彫竜壹銭切手貼。検査印（消印の初期呼称）は東京郵便役所の角検印で摩耗がない状態。証示印は長方形二段印で、壬申八月三日／東京郵便役所。郵便が全国で正式開

業した明治五年七月一日からわずか三十三日後の差立であり、明治五年六月まで存在した横浜別仕立便を例外とすれば、現在のところ、最古の資料と思われる。郵税は明治六年三月までは距離制であり、二匁以下の場合、熊谷は東京から二十五里以下なので、最低料金の一錢であった。熊谷での到着印は押されていない。郵便役所二而稲橋由造より熊ヶ谷新地大和や小源治様^⑤あてで、御伺八月三日封簡と添書き。

〔翻刻三 黒田(小)二八一七〕

(書状)

不相変日々之受宝

奉賀上候然者別段

之御無心申入候所速かに御

届ケ被下難有拜受候

亦々御羽織御廻し

被下忝事難盡

書筆候余者得

玉顔御伺可申上候也

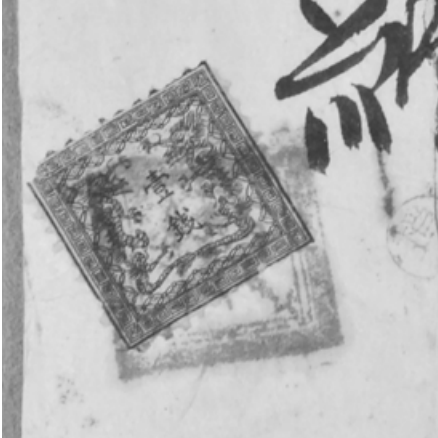
八月三日發 稲橋よし造

黒田貴兄

侍史

追而御家内皆々様

え宜敷御傳聲可被下候



P3 エンタイア3の切手と検査印

〔エンタイア四〕

〔翻刻四 鈴木(庸)七四六一〕

本紙は奉書紙切り継ぎ用紙で、これを折り畳み、半紙で斜めにくるんで端部を裏面で止めている。

(包紙表書)

南第一大區七小區

比企郡宮前村

副區長

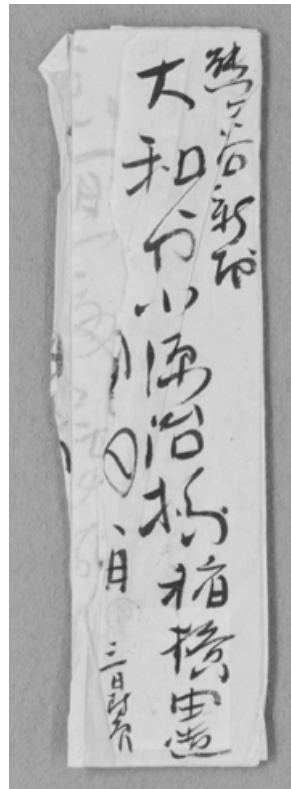
鈴木庸行様

至急用書

(包紙裏書)

暢發学校生徒

太田見外



P4 エンタイア3の表面 (左) P5 同裏面 (右)

本庄驛 開善寺ヨリ發

封 九月廿七日認

賃済 大急用書 「桜四錢切手に消印」

(書状)

謹而奉呈寸楮候時下秋冷之砌り日々不勝之

天氣ニ而御同前風入候処貴君始御全家様

重御安康に被遊御座奉大賀候次ニ小子儀六月中より

引続覆病之処今以断然全快に者無之候得共

多分下宿仕候ニ付一先寄宿所ニ歸寮仕尤も

央ハ治療相届キ候次第候併薬用ニ日々水薬并

粉薬等相用居候様之次第ニて自然学業も実ニ

進兼候様にて區内江対し多罪之至不過之奉存候

且又去月中小島君ヲ御使者として金十五円御送り

被下候処正く落掌仕候尤其節證文可持之処小

嶋君故に御得失放口上ニ而申上候尤右金子者

書籍相求候ニ付時今終ニ入費ニ差支甚難渋罷在

候間誠ニ申上兼候得共入費金貳拾圓計リ

此書状着次第御送り被下度奉希上候尤も

入費等他之區内より格外ニ相掛り申次第も難計御座

候得共小子下宿亦薬用モ多分ニ御座候若右入費

格外ニ相掛り候分者帰村之節清算之上返金

可仕本意之所御承引之上區内へ御相談被下度

幾重ニモ奉願上候頓首敬白

九月廿七日

太田見外拜

副区長

鈴木雅君

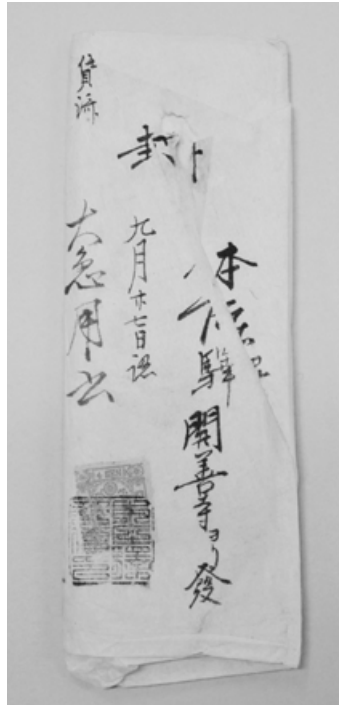
再口

兼而寸緒ニ申上置候得共養竹院より衣類

相送候様ニ手紙差出し置候得共今以送り来も

無之而常々奉難渡御座候ニ付金子御送り被下候中

同時ニ御送り被下度此段奉希上候以上



P6 エンタイア4の裏面



P7 本庄の検査印 (拡大)

暢發学校生徒の太田見外から比企郡宮前村副区長の鈴木庸行⁽⁶⁾にあてた送金依頼の封書状である。あて先の南大区の表記法から、熊谷県時代の郵便であり、南大区は熊谷県のうち旧武蔵国の範囲である。書状の用紙が大型の奉書を継いだものであったため、第一種書状郵便基本料金市外便の二匁以内二銭を超え、手彫桜和紙紅色四錢切手

が貼られている。消印は方形枠付きの篆書体で、「本庄驛郵便印」と二行書きされたものである。この消印は阿部昭夫氏によって、本庄郵便取扱所の最古の消印と推定されている⁽⁷⁾。筆者は消印にあるべき郵便取扱所の文字がなく、驛郵便という特殊な表現を用いていることから、高崎郵便馬車会社営業所時代の消印と推測した⁽⁸⁾。日付印を伴っていないので、直接的には時期を決定できないのだが、明治七年には暢発学校が熊谷に新築されて本庄から移転するので、この書状は明治六年九月二十七日の差立とみてよい。この郵便は発信者が切手を貼ることによって郵税を前納した正規のものである。

三 切手を貼らない郵便書状

〔エンタイア五〕

〔翻刻五 大熊 (正) 四二〇九〕

(封筒表書)

新堀村

事務所御中 第十八区々務所

大急 (朱) 第八月十七日

(封筒裏書)

賃先持 (朱) (区印) 武蔵・足立・八・一七／桶川KB型二重

丸印⁽⁹⁾

(付箋) 夜文 十一銭貳り五毛 (朱)

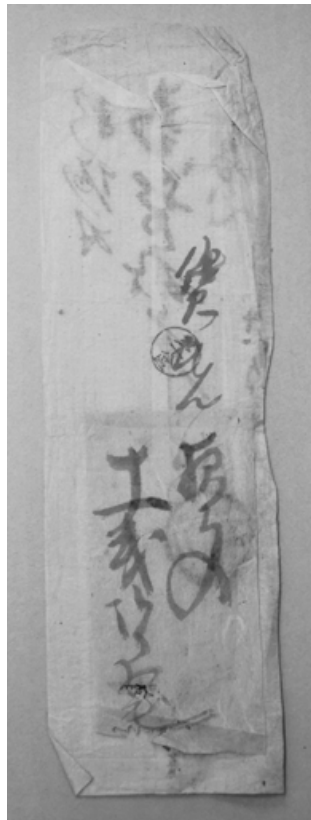
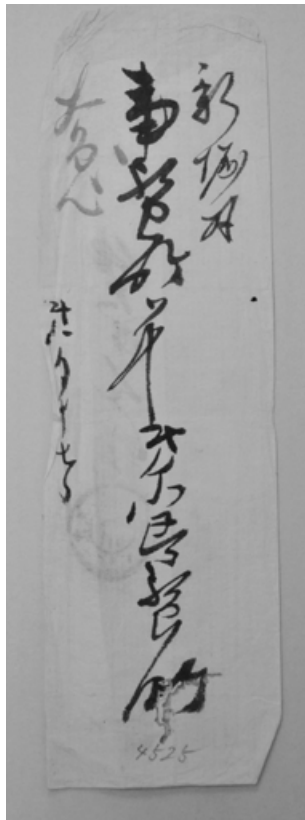
(書状)

新堀村

兼而相達置候
木植調于今御差
出無之右ハ何故遷
延いたし候哉右情
書ヲ以明十八日午前
第八時右御申出可
在之候



P10 同消印拡大 (右)



P8 エンタイア5の裏面 (中)・P9 同表書 (左)

第十八区々務所から新堀村の大熊所右衛門(戸長事務所)にあてられた公用書状である。消印では月日しかわからないが、明治七十年の八月十七日の差立とみられる。封筒裏面に賃先持と朱筆され、第十八区印を押しであるので、埼玉県には、区長から戸長への郵便を先

払いとする例があったことがわかる。

ここで問題となるのは、先払の場合、郵便税の倍額の切手を郵便局（配達局所）で貼って、朱線消し、のちに「未納又は先払」印を押すことが定められていた（エンタイア九参照のこと）にもかかわらず、それが無いことである。

いっぽう、封筒裏面下部の「夜文 十一銭貳り五毛」は、桶川局からの郵便脚夫による別仕立の夜間割増料金であり、十一銭二厘五毛は明治四年公布の新貨条例によれば、寛永通宝一文銭で千二百二十五枚に相当する。かなりの高額だが、これは受取人が支払わねばならなかった。次の史料のように「別仕立」と朱記すべきところであり、貼紙が剥離した可能性が高い。次のエンタイアは本書状とは別の貼紙である。

【エンタイア六】

〔翻刻六 大熊（正）四四八九〕

第三月廿三日

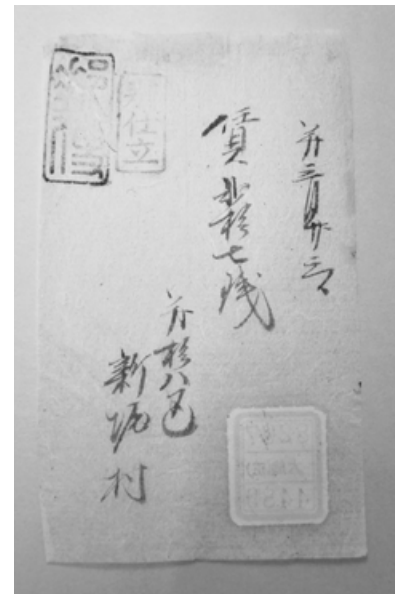
賃式拾七銭

第拾八区

新堀村

〔別仕立〕（朱印）

〔郵便〕（黒印）



P11 エンタイア6

これは実通書状の封裏に貼り付けられていた付箋が剥がれたもので、別仕立料金の二十七銭は受取人が配達人に支払わねばならなかった。別仕立は、受付局から専用の郵便脚夫が不便地へ通して郵便を配達する特別な扱いである。それにしても料金が高い。明治初期の二円を現在の二万円と低めに見積もっても、五千円超となる。桶川局からの十一銭二厘五毛の倍額以上となっているので、県庁からの別仕立便であった可能性がある。

【エンタイア七】

〔翻刻七 湯本家文書三一九四〕

（封筒表書）

埼玉村

事務所 區務所

御中

大至急 九月十四日午前八時出

（封筒裏書）

賃四銭先払第十六區 (朱印)

(書状)

兼而御達ニ相成居候酒造税
并持而油税共昨日中取集メ
今朝出縣上納之筈ニ候処今夕
湯本氏之分不納ニ而甚夕
不都合之事ニ候即刻上納
有之候様御取扱可被成候也

九月十四日 區務所第十六區 (朱印)

午前八時

埼玉村

事務所

御中

(別紙)

記

一 金七銭 中井封じ料

外ニ立替手数料

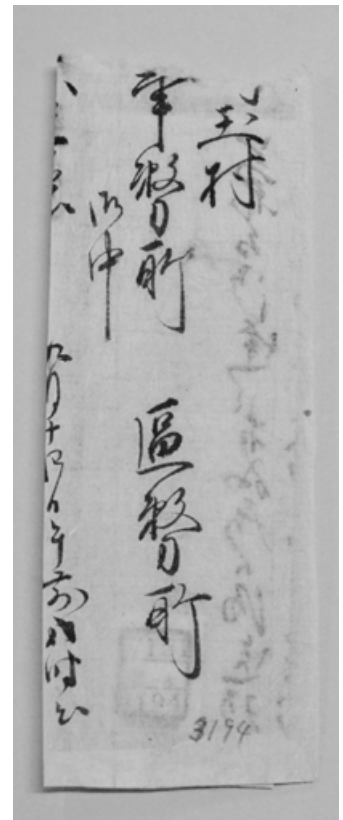
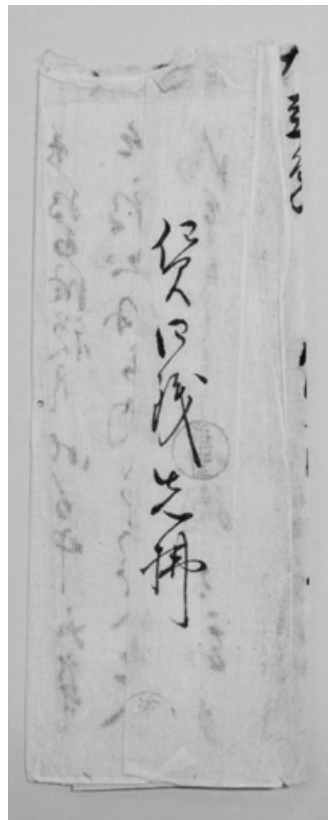
右被遣候分受取候也

九月十五日 荒川重治郎

第十六區 (朱印)

湯本様

御役中



P12 エンタイア7の表面 (右)・P13 同表書 (左)

埼玉県第十六區務所から埼玉村戸長事務所あての公用郵便書状である。封筒裏に先払扱とし、区印を押しているのはエンタイア五と同じである。四銭は封書二匁までの基本料金である二銭の倍額である。しかし、その倍額切手が貼られていないことに加えて、差立の消印が押されていないことには問題がある。

区務所は忍町の中心部にあり、そこから埼玉村までの距離は一里ほどあるが、不便地持込料金一銭が賦課されていないのは、行田局の配達受持範囲が忍町に隣接する村々を包摂していたからであろう⁽¹⁰⁾。

書状本文は酒造税と油税を区務所が取りまとめて県庁へ納めるはずだったのに、戸長の湯本氏の分が未納なのは甚だ不都合なので、すぐ

に上納せよという命令書である。湯本家は水田稲作のほかに、酒造や油絞り、養蚕、藍づくりなど、多角経営によつて富んでいたことが湯本家文書によつて知られている。

なお、別紙は中井氏から区役所気付で湯本戸長宛の封書状が届いたため、その先払郵便を区務所の荒川氏が立替え、湯本戸長が手数料も含めて七銭を届けたのに対する領収書である。二匁までの封書状郵便二銭の倍額が先払郵便であり、三銭は心付けであつたのであろう。

【エンタイア八】

〔翻刻八 鈴木（庸）七四三四〕

（包紙表書）

南第一大區七小區

暢發生徒

宮前村區長

太田見外

鈴木庸行様

先拂（青）

川越在（青） 御中

大至急用書

（包紙裏書）

従本庄驛寄宿所開善寺

先拂（青）

發ス

賃先拂

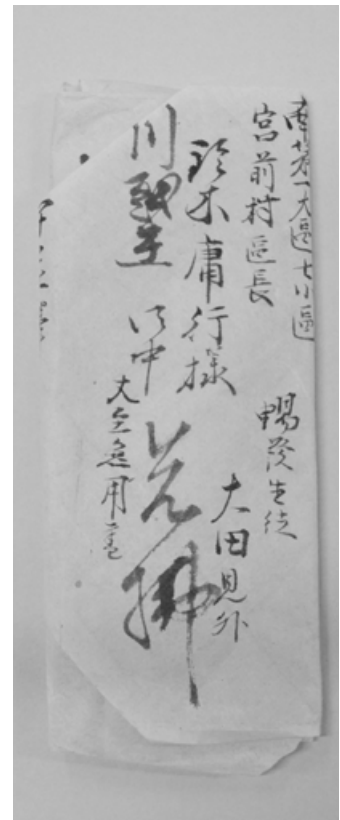
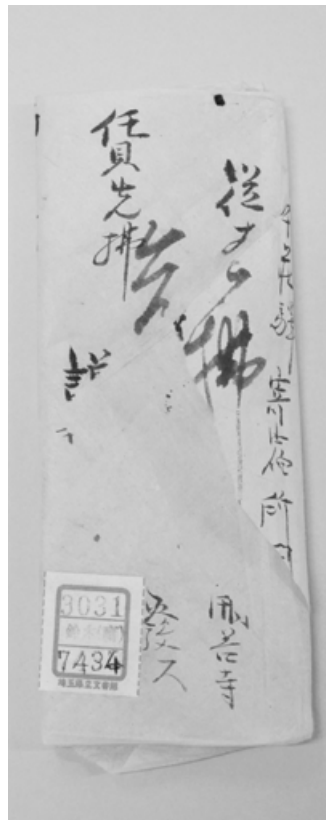
謹テ

（書状）

謹啓上

追々寒冷ニ赴キ候処先以益御安康被遊奉職達弥

埼玉県における初期郵便史料の特質―切手を貼らない公用郵便書状とその出現背景―（若松）



P14 エンタイア8の表面（右）・P15 同裏面（左）

賀候随而小生義無事勤学仕候条御安意可被下候
然者當所傳習稽古分義追々永々ニ相成処此節
當校様子伺候ニ上等学科迄傳習ハ如何御座候哉
仮令傳習相成候共今年中ニ者迎モ成業難相成ト存候
此頃中者生徒大ニ怠慢の氣ヲ生し候様ニ相見へ且又
入費難支自ラ退校相願者余程有之候一体之様子
ヲ伺ニ本月下旬ニ者過半ニ出願歸村之様子ニ罷存候現在
ニ只今迄退校ヲ願ニ学務掛ヨリ聞届ニ相成候者十二三名
有之且日々右出願モ有之候小子義未熟至極区内工対し
恐入候へ共既ニ入費も嵩ミ且當所ニ留学仕候共差たる益モ

乍恐有之間鋪ト被存候ニ付御手許ヲ退校願被成下

度奉届上候就而者帰村之上猶又一際勉勵可仕候本志ニ

御座候末夕小学々科成業無之テハ生徒ノ進歩ヲ妨害ヲ

生し候テハ恐入候ヘ共猶又生徒ト共ニ修業仕積ニ御座候素ガ

志氣を失き事ニ者無く候又熟察仕候ニ者當校生徒追々

怠慢ヲ生し候所ヨリ萬一不平ヲ抱キ右行状ヲ釀し候者

モ無之とモ難斗次第且者空しく汚穢ヲ遺し而者區内

之外見ニ而差障候間只今之内清潔ニ退校之方上策ト

奉存候扱右之件々小生啻人ニ者無之七八九小区内出張生

徒不殘協議之上右申上候ニ付元ヨリ衆論一轍ニ出テ毫

モ誘導被致或者枉テ進メ候モ無之次第ニ御座候右之段可然

御勘考被成下御聞濟之上者當十五日限り熊ヶ谷縣

ニテモ當校ニテモ学務掛リヘ御出願被下度扱右御出願ニ者区

内学校教員差支ニ付退校相趣カ又者何歟事故ニ話シ

而御手許ニ而好方便ヲ以テ御出願奉願候尤モ退校之名

義相立候ハ者速ニ願濟ニ相成様子ニ御座候尚又可相成者

當所学務掛ヘ御啻人御出張相願度又強テ御差支ニテ者三

小区ニテ啻人御兼帯ニ而モ宜しく被致候ニ付十五日限り必定

御出願奉希候猶右三小区生徒不殘申上候ニ付何カ失事

願ヒ御終惑無之とも難斗候共決而右様之義ニ者無之全ク

前途を相思スルヨリ衆論此ニ出候間御終惑無之様是祈候

時氣折ノ角御自愛可被成頓首敬白

暢發生徒

十月七日夜認

太田見外「花押」

小七區

區長

御中

再白

過日申上候金之義者甚差支ニ付何卒申兼候共早速

御送り被下度幾重ニモ奉願上尤モ金子差支之義者不存別義

兼テ申上候発病藥礼并ニ賄料ニ大差支候ニ付此書着

宜しく御推察之程之奉祈候謹言

本例も先払い扱いで切手が貼られず、消印がない郵便である。このため、十月七日に認めたとしているものの、いつ差立てて、いつ届いたのかはわからない。包紙の記載内容から暢發学校が本庄にあった明治六年のものである。この郵便が先払いとなったのは、窮乏学生である太田が初回には自己負担で切手代四錢を支払って書状を送ったことに対して、次回から先払で出すように指示されたためと推測される。

それにしても、郵便規則の手続きに従わない通送がなんと多いことか。これは熊谷県下での事例であるが、次章で取り上げる「郵便史料」(湯本家文書三九〇六)に出てくる「賄」が行われた可能性がある。

内容は暢發学校では最近「生徒大ニ怠慢の氣ヲ生シ」学費の自弁に耐えかねて、退校届を「過半ニ出願帰村」の状況であり、自分も退校届を出したいというものである。

埼玉県の県立師範学校より創立の古い熊谷県暢發学校であったが、初期段階から問題を抱えていたことがうかがえる。明治七年一月には

熊谷の高木神社境内に新校舎が建設され、移転したが、明治九年八月には熊谷県そのものが廃止され、一時的に埼玉県師範学校の分校となったが、学統は群馬県師範学校に引き継がれたらしい⁽¹¹⁾。

四 郵便規則と先払いについて

次に掲げるのは先払いの郵便手続のよくわかるエンタイアと準拋法例である。さらに湯本家文書中に、正規の先払いの郵便手続から外れる「賄」と称する扱いのあったことが知られるので取り上げる。

〔エンタイア九〕

〔翻刻九 筆者所蔵〕

（封筒表書）

急（朱）

北第廿二大區十小區 学區取締

甘楽郡本宿村 保坂正堂

副戸長

神戸金一郎殿

〃入山村副戸長 税先拂（朱）

佐藤徳次郎殿 六月廿日午後四時発（朱）

（封筒裏書）

封 四錢切手・二錢切手（朱線消し）

緘 税先拂二付左之切手目当ニ 消印

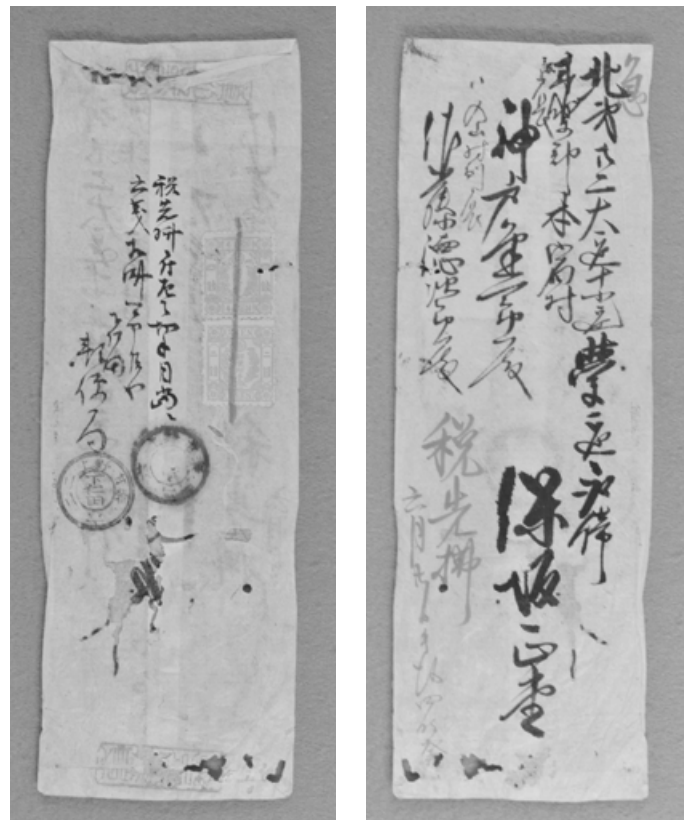
封

緘

朱 六錢相拂可申候也
印 下仁田

郵便局 消印

朱 印



P16 エンタイア九の表面（右）・P17 同裏面（左）

縦長封筒の裏面の上・下端の二か所の合せ目に封緘印を押す有封書状である、上部を開封してあり、書状は失われている。宛先の北〇〇大区の表記法から見て、熊谷県時代のもので、差出人は富岡の学區取締の保坂正堂、宛人が甘楽郡本宿村の副戸長神戸金一郎と入山村副戸長の佐藤徳次郎の二人となる公用書状である。郵便史の上でこの資料

が貴重なのは、封筒裏面に通常の郵税の倍額の切手を配達局で貼付し、これを朱線で抹消するという明治六年公布郵便規則に則った料金先払いの処理がなされるとともに、その料金を受取人が郵便配達人に現金で手渡すという規定の通りに事が運ぶように、丁寧にも「税先拂二付左之切手目当ニ六錢相拂可申候也」と書き添えてある点である。多くのエンタニアでは朱線抹消はあつても、このような添書きはない。あるいは当該地では先払いによる郵便に不習熟な初期使用例であつたのかもしれない。切手は上が手彫桜切手洋紙赤色四錢カナなし、下が手彫桜切手洋紙黄色二錢カナあり「ラ」である。両者ともに明治七年二月発行である⁽¹²⁾。消印は差立印が、右側にある上野・甘楽・二二・六／富岡のKG型二重丸印、左側にあるのが上野・甘楽・六・二二／下仁田のKG型二重丸印である。富岡局では月日の前後が誤って入れ替わっている。六月二十二日の当日中到着である。年は記載がないが、添書きに郵便局⁽¹³⁾とあるので、明治八年となろう。

〔郵便法規一〕 明治六年改訂郵便規則（抜粹・括弧書は通番）

「駅通諸達 自明治六年一月至同年十二月」と外題のあるB6判より一回り小さな和綴本で、前半は筆写、後半は木版印刷。冒頭部と背に規画課の朱印が押されていることから、駅通寮から全国の郵便役所ないし郵便取扱所に配布されたものとみられる。筆者蔵。

(六) 一 郵便税ヲ払フニハ必ス郵便切手ヲ以テシテ正金銭ヲ用フベカラサル事

(七) 一 若シ書状ヲ出ス方ニテ郵便税ヲ前払致サス届ケ先ニテコレヲ払フトキハ其請取人ヨリ定税ノ一倍増ヲ可払事

(九) 一 先払税并不足税 届先ニテ請取ルトキハ朱ニテ消シタル郵便切手ヲ張付ケ置クニ依リコレヲ目当トシテ可払事

【郵便資料】

〔翻刻十 湯本家文書三九〇六〕

記

第八月三十一日ヨ厘十月二日迄

一 九賄也

此金三十六錢也

但シ此分再受取差越候也

第十月三日ヨリ三十日迄

一 十五賄也

此金六十錢也

式口全メ金九十六錢也

右之通正ニ受取申候也

右受取人

第十月三十一日 古橋恵之助

田嶋様

八月二日

一金式錢也

埼玉県権令殿行

八月廿三日

一金式錢也

浦和学務掛行

八月廿八日

一 金四錢也

右者埼玉県権令松岡万

宛ニ而差出し

第十月一日

一 金十六錢也

浦和宿師範学校行

十月廿五日

一 金貳錢也

埼玉県権令白根多助殿行

第八月二日与り十月廿五日迄

六口合 \times 廿八錢也(行田K G型二重丸朱印)

右之通り郵便税金

正ニ受取申候也

七年 行田町

第十月四日 郵便役所(行田K G型二重丸朱印)

田嶋義憲殿

半紙切り継ぎ和紙に、田嶋(湯本)義憲が行田局に立替えてもらっていた郵便などが書上げられ、領収証となっている。時期は明治七年八月初旬から十月初旬までの約二か月である。前半部は先払料金、後半部は差立切手代金とみられる。前者は「賄」という単位で数えられ

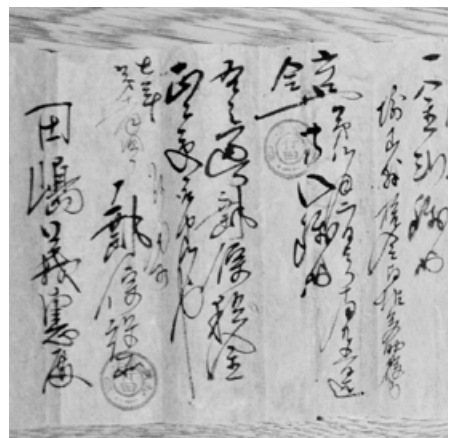
ており、正規の扱い外の合意がある。これこそ、エントリア七・同八のように、郵便局所の差立印を押さず、先払扱いなのに倍額切手を貼らない、非正規の郵便のことであろう。受取人は古橋惠之助と記し私人である。

後者は切手がつけ勘定で交付されていたことを示している。おそらく家に来た郵便脚夫に手紙を託し、郵便局で切手を貼って差立ててもらっていたのである。あて先は白根埼玉県権令が行田出身の第二代学務課長で師範学校長を兼ねた川島樺平、そして幕臣でありながら頼山陽に師事した過去を持つ俠気ある人物松岡万であったようだ。末尾に郵便役所と記し、郵便に押す日付印を押しているのが、公式の領収書といえよう。したがって問題は前半の賄の方である。駅逋寮に出す毎月の勘定仕上帳に記載したかどうかは確認しようがないが、次に掲げるような郵便犯罪を疑われる処理方法であったことは間違いない。この史料は当時の郵便の裏側のわかる稀有の資料であり、貴重である。

(郵便法規二)

郵便犯罪規則(前出の明治六年「駅逋諸達」所載)

第廿一條 郵便役所ヲ勤ル者私書ヲ公書トシテ往復シ且郵便切手無之書状等ヲ私ニ取扱フ者ハ百円已内ノ罰金ニ処スヘキ事



P18 郵便史料巻末部分

五 考察―明治初期の郵便の抱えていた悩み―

(一) 公用書状の経費負担者は誰か

埼玉県の明治初期の布達類の区分と伝達についての清水正彦氏の研究は埼玉県立文書館所蔵の埼玉県行政文書を用いての成果であり、埼玉県の具体的な公用郵便のあり方を知るうえで有益である⁽¹⁴⁾。本稿の目的に即して、引用させていただく。意外だったのは明治八年六月に決定（施行は翌月）された甲号（正副区長と戸長あて）・乙号（正副区長あて）・無号（一部区域への達）の区分の際、布達類の印刷費が民費負担であったことである。明治十年一月には「布達規則」が施行されたが、その第三章に「布達費用ノ事」があり、区務所へ頒布する本県の布達・達の印刷費は官費に変更された。しかし、その他の印刷費と配達費は民費負担とされたままであった。「公用書類管内送付方」⁽¹⁵⁾を引用する。

甲第百十四号

公用書類管内送付方来明治十年一月ヨリ左之通相定候条、此旨布達

候事

明治九年十二月廿八日

埼玉県令白根多助

一、本支庁及警察出張所・屯所并派出僚属ヨリ区務所・事務所及区村吏宛差出候公用書類ハ、郵便税・仕立脚夫賃共都テ前払ニテ差立テ、民費之分管内割ニ致シ壹ケ年両度ニ区切り償却セシメ候事但、至急ヲ要スル郵便モノハ其配達郵便局ヨリ別仕立ヲ以差立

候間、右脚夫賃金ハ届先ニテ立替置、一ヶ月毎ニ第壹号表式ノ通記載シ翌月五日迄ニ区務所へ差出シ（以下略）

郵便税と脚夫賃を前払つまり、差出人払とする規定（原則）が登場する。ただし、これは官費負担ではなく、民費から償却させると規定している。また、至急便は別仕立で差立てるので、脚夫賃は受取人が立替え、区務所へ請求することになっていた。大熊家文書中の別仕立付箋のエンタイア五・六などがこれに相当しよう。

明治十年九月十一日には一部改訂が行われ、ようやく、布達費用のうち、印刷費のすべてと配達費の一部（区務所あて）が官費負担に改められた。

郡制が施行された明治十二年の六月には新しい「布達規則」が定められ、この時点で、布達費用はすべて地方税負担となった。また、十三年一月以降は、戸長役場頒布分は郡役所を経由せずに県庁から郵送する方式に改められた。戸長の先払郵便の立替はこの時点でやっと終わったのである。また、同年七月から、区務所より各町村への配達費についても官費負担とする旨が区長あてに達せられた。

埼玉県の公用書状の全部が前払になったのは、実に明治十三年七月のことだったのである。このことが、埼玉県の初期公用郵便に切手を貼ったものが少なかった原因に違いない。

「埼玉県史料」中の政治部駆通⁽¹⁶⁾によれば、明治六年二月には、重大の件を除き県庁への諸願届は出頭せずに、封書郵送を奨励。七年一月二十日には、上申の文書は開き封・帯封にて郵進を論達。

十一年四月二十四日には、郵便規則抄録と郵便税心得書を印刷して、区戸長へ頒布し、掲示させたが、「郵便規則中官民往復部ノ如キハ、本年ノ改正ニ係リ減税アルモ普ク知悉セズ」と記している。しかし、官民往復郵便は明治十一年に設けられたわけではなく、既に明治六年七月から行われていたので、県官の認識不足である。

このように、県民に対しては、郵便利用を奨励し、官民往復郵便（無封便にて郵税半額）の利用を推奨したが、逆に県庁から官民往復郵便が発せられることは少なかったようである⁽¹⁷⁾。そのことは、次に掲げる史料から窺い知ることができる。

明治十二年十二月廿四日

布告・布達・印刷書類を郡村ニ頒布スル特殊逋送ノ方法ヲ創設シ、明年一月ヨリ施行ス。因テ其授受ノ手續ヲ郡役所・戸長役場・郵便局等ニ頒示ス乙第百三号

初メ郡制施行ノ際ヨリ布達類ノ配達ハ従前区画ノ時ノ例ニ抛リ、通常ノモノハ並郵便ニ付シ重量ニ渉ルモノハ脚夫ヲ以テ各郡役所ニ配達シ、郡役所ニ於テハ之ヲ脚夫ニテ各村ノ戸長役場ニ分賦セリ、(中略) 郡役所ヲ經由セスシテ悉皆郵便ニ附シ、直ニ発スルトキハ郵便規則地方官民往復法ノ趣意ニモ適ヒ、且速ナルコト遠近ヲ論ゼス、管内一般概ネ四日ヲ出ズシテ戸長役場ニ到達、(中略) 断然従前ノ配達法ヲ廃シ、規則ニ抵触セザル郵便逋送ノ法ニ改メント欲シ、(中略) 郵便局ニ商議シ再三移文シ該局ト特別ノ約束ヲナシ遂ニ此良法ヲ発スルニ至ル。

公布逋送頒布授受手續書(抜粹)

一、右公布類ニ限り各戸長役場ニ達スルトキハ、郵便切手貼附無之、每号「郵税拂済」ノ四字ヲ欄外へ印刷有之ニ付、郵便税・脚夫賃等決シテ相払フヘカラス(後略)

従来、埼玉県の布達類の配布は重量が重い場合には、脚夫が県庁から郡役所(十二年以前は区務所)に運び、そこから戸長役場行のものは郵便局を經由せずに配達を行っていたことがわかる。したがって、浦和局にも各地の配達局にも持ち込まないため、消印が押されなかったのである。これで湯本家文書や大熊家文書の消印のない公用郵便の謎が解けた。また、郵便史料中の「賄」は、行田局だけではなく、全県的に行われていたものと理解された。

二重傍線で示すように県官たちはそれが規則に抵触することを認識していたのである。なぜこのような脱法行為が行われたのか。参考として併録されている「郵便局ニ稟議移文」にその理由が記されている。

- ① 並郵便ハ配達遅延又ハ未遂ノ調査モ不行届(後略)
- ② 一回千四百通余ノ郵便物ヲ同時ニ発スル儀ニ付、尋常ノ受付局ヘ交付候テハ消印ノ手数ヲ始メ充分ノ注意ヲナスモ疎漏散逸ナキヲ保シ難ク(後略)
- ③ 開閉局ニ於テ区分方法手数ノ如キ定規時間ハ勿論、尚若干ノ時間ヲ与フルモ各地ノ線路ヲ不誤逋送候儀到底ナシ能ハサル儀ニ有之(後略)

つまり、郵便の配達遅延、大量処理能力の欠如、配達経路の誤りを理由として、従来の方法を採用していたのであるが、

A 今回、県庁から郵便切手を貼付して各地受け持ち局へ逋送する。

B 各郵便局では別仕立てで駅通局と県庁との特別約束賃をもつて翌日までに配達させること。配達賃は一銭で引き受けてほしい。

C 届先で必ず領収印を取り半月ごとに県庁へ差し出すこと。

の三点を条件として、新制度を実施したいというものであった。結果的には公布通送頒布授受手続書にあるように、県の公布類を戸長に送る際には、切手を貼らず「郵税拂済」と印刷することになった。

(二) 各県の郵便費用負担の相違

他県の公用郵便の配達費の動向について、資料数不十分ながら、筆者所蔵のエンタイアを用いて概観してみたい。下表は各県庁等から戸長にあてた郵便が官民往復郵便であったか否かのチェックリストである。官民往復郵便の公用便が施行と同時に採用されたのは鳥取県である。多額の切手を貼布した帯封のみが残存するが、縦横二本の帯封をかけて郵送したもので、公布・布達などのまとめ便であろう。足柄県、葦山支庁でも同様に縦横二本の帯封をかけて、明治八年七月段階で、副戸長宛に利用している。無封状では、九年六月段階で愛知県が二つ折りはがきと同じ形式で副戸長宛に官民往復郵便を利用している。

先払い扱いとしたのは八年六月段階での熊谷県と九年七月段階の山梨県である。十一年段階には山梨県と群馬県で官民往復郵便の利用が始まり、十二年には長野県の郡役所から戸長へ、地方郵便と称変更される十三年には岐阜県でも村宛に利用されている。このように官民往復郵便制度は府県によって導入時期が異なることが知られた。埼玉県のように戸長役場が千四百を超える大県とそうでない小県とでは条件が異なる。詰まるところ、明治初期の地方郵便局の、とくに県庁受

年月	発	着	切手と扱い	種別
六年七月	鳥取県庁	八橋郡亀谷村 遠藤氏	十銭五厘分	官民往復便帯封
七年二月	鳥取県庁	八橋郡亀谷村 遠藤氏	十七銭五厘分	官民往復便帯封
八年六月	熊谷県学区取締	北第二十二区 本宿村副戸長	六銭分 朱線消し	●先払
八年七月	足柄県葦山支庁	第五大区四小 区副戸長	二銭分 内一銭は不便地持込料	官民往復便帯封
八年十一月	神道事務局 岐阜分	武儀郡曾代村 佐藤氏	二銭分 別仕立	有封状
九年六月	愛知県庁	第三大区瀬戸 村副戸長	一銭分	官民往復無封状
九年七月	山梨県庁	巨摩郡第十七 区長中	一銭朱線消 税先払印	●先払
十一年五月	山梨県庁	第五区池田村 事務所	一銭分 別仕立	官民往復無封状
十一年八月	群馬県庁	第十三大区副 区长	二銭分	有封状
十二年六月	長野県小 郡役所	第九大区二小 区戸長	二銭分 内一銭は不便地持込料	官民往復無封状
十三年六月	岐阜県庁	安八郡塩喰村	二銭分 内一銭は不便地持込料	地方郵便帯封

表 県庁等からの戸長あて官民往復郵便の利用例一覧

持局の郵便処理能力から別方法を選択する県もあつたのである。このことと関係して、一等郵便局設置府県は障害が少なかったであろう。いまのところ、県庁から戸長あての官民往復郵便の採用が最も遅れた県の一つが埼玉県であつたことだけは確かである。

まとめ

郵便の使用開始が早かったのは官庁と大商人であったことが広く知られている。今回の調査では、明治五年八月段階で、既に熊谷の材木問屋黒田家あての郵便が到達している。また、六年九月段階では熊谷県下で学生が副区長あてに郵便を差立てている。これらには規則通りに郵便切手が貼られ、検査印が押されていた。

これに反して、埼玉県の明治初期の戸長あて郵便は切手が貼られていないものばかりであった。明治十二年十二月の埼玉県行政文書にはそれ以前の重量便の通送方法が記されていて、県庁から脚夫が直接、郡役所（十一年までは区務所）へ、そこから地元局の脚夫が戸長役場へ通送していたことを知りえた。このために、切手も消印もない脱法郵便が出来たのであった。原因として、当時の県庁受持局の大量処理能力の欠如と郵便の延着とがあった。家族経営に近い陣容の郵便局所と中山道・奥羽街道を除けば馬車の通らぬ悪路に問題があったのである。しかし、その解決のために、埼玉県が他に先駆けて、大量かつ宛先の多い戸長への公布類郵送の省力化の途を開いたことは郵便史に特筆されよう。この後、明治十六年には郵便条例の制定、税済扱いの地方約束郵便制度の開始、日本鉄道第一区線（高崎線）の開通によって、県下の郵便の処理能力は長足の進歩を遂げていくことになる。

最後になるが、史料寄託者の皆様、そして埼玉県布達類の伝達方法について御教示いただいた清水正彦氏と翻刻のチェックをお願いした竹内竜馬氏の両嘱託に御礼申し上げます。

註

- (1) 埼玉県立文書館『黒田（小）家文書目録』平成二九年
- (2) 埼玉県立文書館『湯本家文書目録』平成一九年
- (3) 埼玉県立文書館『大熊（正）家文書目録』平成五年
- (4) 埼玉県立文書館『鈴木（庸）家文書目録』平成八年
- (5) 黒田小源治が経営する太和屋は創業二百年に迫る熊谷の老舗材木店で、当主は小源治を襲名している。天保元年に忍藩の御用商人となり名字帯刀を許された。明治六年には熊谷県の官宅や学校の建設に功労があった。
- (6) 鈴木家は江戸時代後期に宮前村の名主を勤めた家であった。庸行は宮前村の戸長から比企郡の初代郡長に抜擢された逸材であった。
- (7) 阿部昭夫「北武蔵・中山道沿いの3局所の最初期印」『深谷郵趣』一〇〇号記念論文・平成四年
- (8) 若松良一「蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用」『文書館紀要』第三三号・令和二年
- (9) 二重同心円の外円に旧国名・郡名・月日を記し、内円に局所名を記した消印。明治七年中より二一年末まで大局以外の一一般局で使用された。（中川長一『日本郵便日附印図譜』複製・蒐影堂・昭和四九年）
- (10) 明治七年七月二一日差立の信州長野真光寺町発武州秩父上蔭田村あての有封書状（筆者所蔵）には二銭切手のみが貼られていて、不地持込料がないので荒川の対岸でも、秩父郵便役所の受持であったことがわかる。
- (11) 赤羽明ほか「本庄に設置された教員養成学校「暢發学校」とその自然科学（物理）教育について」『日本物理教育学会』令和二年
- (12) 手彫切手研究会『手彫切手専門カタログ』平成九年
- (13) 郵便役所が全国で郵便局に名称変更されたのは明治八年一月一日。
- (14) 清水正彦「埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年九月以降を中心に―」『文書館紀要』第二九号・埼玉県立文書館・平成二八年
- (15) 埼玉県立文書館『埼玉県史料叢書17埼玉県布達集1』平成二七年
- (16) 埼玉県『埼玉県史料叢書2』平成七年
- (17) 埼玉県庁より第十三区羽生町区務所に宛てた明治七年七月一九日差立の官民往復郵便の存在が知られている。これには切手も消印も伴っている。単発で区務所に宛てる事務には官民往復郵便が用いられたのであろう。